

次の各号の一に該当する者は受験できません。

1. 消防職員として職務遂行に支障がある人
2. 日本国籍がない人
3. 公務員として法律的に欠格事項がある人
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 羽島郡広域連合において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
4. 採用後、羽島郡広域連合管内（岐南町、笠松町）又は管内境界線から1.5km以内に居住できない人